

令和7年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」 概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>【監視カメラの設置のお願い】</p> <p>昨今住宅侵入による強盗・殺人事件が増え、一人暮らしや高齢の自治会員の不安をかきたてております。また自治会のごみ収集場所において、会員以外の人によるごみの投棄や、身分のわからない業者によるごみの回収など、ごみ当番担当の会員に多大なる迷惑をかけております。このような事象を一件でも無くすよう、街灯に監視カメラを設置することを要望します。</p> <p>事象がゼロになることは難しいですが、抑止効果としての効果は多大なるものと確信しております。宜しくお願い申し上げます。</p>	<p>本市では、「さいたま市地域防犯カメラ設置助成金」として、地域の防犯活動の補完のため、自治会が設置する防犯カメラ設置費用の一部助成を行っております。</p> <p>市が管理する道路上の構造物（公衆街路灯、道路照明灯、道路反射鏡等）への地域防犯カメラの設置は、機器の落下、ポールの倒壊等の事故が発生した場合に、地域防犯カメラの所有者が自治会である一方、構造物は市の管理であることから責任の所在に疑義が生じることが懸念されるため、認められません。</p> <p>また、地域防犯カメラはあくまで地域の防犯活動を補完する目的での設置であり、ごみ収集所の監視目的のみでは助成対象外ですので、何卒御理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>【市民局市民生活部市民生活安全課】</p>

令和7年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」 概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
2	<p>【さいたま市所有の「鹿島台公園」全体を俯瞰する防犯カメラの設置】</p> <p>昨年末、浦和区自治連合会と J:com で地域安全に関する協定を締結。仲町四丁目では早速、自治会館での防犯カメラ設置を検討した。</p> <p>しかし、効果が限定的であり、むしろ「鹿島台公園」（約 300 坪）全体を対象と考えたい。（公園部分 200 坪）（児童館 50 坪）（自治会館 50 坪）</p> <p>小さな公園だが、児童～高齢者まで数多くの人々が平日・休日を問わず利用している。是非ともさいたま市が主体となって設置してほしい。（市で予算化）</p>	<p>（地域防犯カメラ助成金について）</p> <p>本市では、「さいたま地域防犯カメラ設置助成金」として、地域の防犯活動の補完のため、自治会が設置する防犯カメラ設置費用の一部助成を行っております。</p> <p>設置場所につきましては、不特定多数の人が出入りする公道等であり、所管警察署にも助言をいただき、プライバシー等に配慮しながら撮影範囲を検討するものとしております。</p> <p>この設置場所には、公園も含んでおり、実際に市内公園にて地域防犯カメラの設置事例もございますので、御検討の際は御相談ください。</p> <p>このほか、駅前広場等を中心に市が設置する「街頭防犯カメラ」については、令和6年度末までに7駅に設置しており、今後令和9年度までに市内全駅への設置を目指しております。</p> <p>【市民局市民生活部市民生活安全課】</p> <p>（防犯カメラの公園内への設置について）</p> <p>地域防犯カメラ助成金を用いて防犯カメラを設置する場合には、公園内占用の申請手続き等につきまして当課にて対応いたします。</p> <p>【都市局みどり公園推進部南部公園整備課】</p> <p>（防犯カメラ設置にかかる費用の予算化（その他事業）について）</p> <p>個別公園への防犯カメラの設置は受けつけておりませんが、市の外郭団体である「公益財団法人 さいたま市公園緑地協会」において、事業収益のほか、市民・団体・事業者の皆様からの御賛同を募り、公園内に防犯カメラを設置し、地域住民の安全を確保するなどの事業に取り組んでいるところで</p> <p>https://web.gogo.jp/saitama-park/form/anshinnanzenbouhankihukin2</p> <p>【都市局みどり公園推進部都市公園課】</p>
3	<p>【自治会用会計ソフトの開発】</p> <p>会計担当者選任に苦慮している。原因の一つは記帳作業に有る。自治会向けにシンプルなソフト開発はできないか。（NP0 向けソフトは高額で不要な機能が多い）</p>	<p>自治会用会計ソフトはありませんが、例えば Excel にて簡単な計算式等を組み込んだ会計フォーマットのようなものはご提供できるかもしれませんので、まずは区コミュニティ課へ御相談ください。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>

令和7年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」 概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
4	<p>【民生・児童委員の選任】</p> <p>引受手がない。定年退職職員で市の会計年度職員等での起用はできないか。</p>	<p>民生委員の推薦に当たっては、自治会（や地区民生委員児童委員協議会）を始めとした地域の皆様が、候補者の選出について大変苦慮されていることを認識しています。</p> <p>民生委員はボランティアとして活動し、かつ民生委員法に基づき給与は支給しないものとされていることから、会計年度任用職員として民生委員を委嘱することは難しい状況です。</p> <p>市職員の退職者説明会において民生委員の活動を周知することで担い手の発掘を図っているところですが、地域からの候補者の選出に当たっては、地域の実情に詳しい方、地域における信望がある方、といった要件に合致するかどうか判断する必要があることや、委員として活動する上で地域の関係団体との連携が必要不可欠であることから、現在は、自治会を始めとした地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会などの合意形成により、候補者の選考をお願いしている状況です。</p> <p>今後も引き続き、地域の皆様のお声を頂戴しながら、より良い環境を整えてまいります。</p> <p>（補足） 民生委員法第10条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、3年とする。（後略）</p> <p>【福祉局生活福祉部福祉総務課】</p>
5	<p>【マンション管理業協会との協定書締結について】</p> <p>マンションの自治会加入促進として「マンション管理業協会」と「自治会加入促進」の協定書を締結することを2020年度より提案させていただいています。</p> <p>令和5年度市民局市民生活部コミュニティ推進課様からの回答では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度（令和4年度）自治連と宅建協会の話し合いで「全日本不動産協会」との協定を進める方針です。 ・マンション管理業協会との協定は引き続き自治連と連携して協議します。 <p>とありますが、その後の推進状況についてご報告をお願いします。</p>	<p>公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部県（中央支部、県北支部）につきましては、令和5年11月8日に自治会への加入促進に関する協定を締結いたしました。</p> <p>マンション管理業協会との協定につきましては、現状協定の締結にはいたっておりませんが、住宅政策課が実施するマンション管理組合に対するセミナーに出席し、自治会への加入及び設立についてチラシ・リーフレットを配布しております。</p> <p>引き続き、自治連と連携して協定締結に向けて協議してまいります。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>

令和7年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」 概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
6	<p>【高齢者向け福祉対応について】</p> <p>団塊の世代がすべて75歳以上となり、高齢者福祉の下支えをしている民生委員を含む地域の方々への負荷も増えていると思いますが、なり手が少ないのが現状です。</p> <p>その一方、民間の有料老人福祉施設(デイサービス)が、急増しています。</p> <p>そこで質問ですが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間有料老人福祉施設の質の確保に対するさいたま市の具体的な取組 ・地域福祉活動に対する(人・もの・金・ノウハウ)サポート体制 <p>に対するさいたま市の考え方を教えてください。</p>	<p>(民間有料老人福祉施設の質の確保について)</p> <p>介護福祉施設の指定にあたっては、指定基準を満たしているか審査を実施し、質の確保に努めています。</p> <p>また、介護福祉施設内での質の向上にあたり、厚生労働省からの研修の案内等の情報を事業所へ周知し、事業所が自ら介護の質の向上に努める環境を整えているところです。</p> <p>なお、内部通報や利用者からの通報により、介護サービスの質に問題が生じていることを把握した際には、施設への立ち入り等を行うことで質の確保に努めております。</p> <p>【福祉局長寿応援部介護保険課】</p> <p>(地域福祉活用に対するサポート体制について)</p> <p>さいたま市・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の3層構造で福祉活動に対する様々な支援を行っています。</p> <p>特に、地区内の福祉課題に対して取り組む地区社会福祉協議会に対しては、さいたま市社会福祉協議会を通じて、必要な財政支援をはじめ、活動拠点の整備・設置の支援等様々な活動支援を行っております。</p> <p>また、ふれあい福祉基金を用いた補助金の交付を行っており、「市内の地域福祉を推進することを目的として行う事業」に対しては、対象経費の8割(限度額30万円)を補助しています。</p> <p>【福祉局生活福祉部地域福祉推進室】</p>

令和7年度 「各单位自治会から市に対する質問・要望調査」 概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
7	<p>【浦和区の人口増と年齢層の変化を踏まえた公共施設の対応】</p> <p>浦和区は、新しい住民が大変増えてきています。浦和区は住民のコミュニティ活動がもともと大変高い地域と思いますが、多人数利用のホールは、市民会館は取り壊し中、使えるのは浦和コミュニティセンターの多目的ホールのみとなっています。</p> <p>老朽化の対応は必要と思いますが、長期的な観点から浦和区周辺の県施設の改修時期なども考慮した計画的な対応をお願いします。(一時期、芸術劇場の改修で埼玉会館の予約が大変困難になりました。)</p> <p>生涯学習など学習意欲・社会貢献意欲の高い高齢者に対し公民館・文化センターなどの場所が不足していると感じています。自治連地区単位で1施設との回答をいただいておりますが、利用対象者あたりの施設数・規模の考え方の方が実態に沿っているのではと思います。その点のお考えを聞かせ下さい。</p>	<p>(コミュニティ施設の改修時期の計画・施設数の考え方について)</p> <p>浦和コミュニティセンターにつきましては、民間商業施設との複合施設という特性から、修繕等の実施時期を慎重に検討しているところです。令和9年4月に「市民会館うらわ」が移転後の再開予定となることから、それ以降に実施となるよう予定をしております。</p> <p>次に、コミュニティ施設の設置につきましては、さいたま市公共施設マネジメント計画の中で、1施設あたり延床面積で2,000㎡～2,500㎡以内の施設を、行政区単位で2施設以内としており、浦和コミュニティセンターは延床4,000㎡を超える規模のため、新たな施設の設置は検討しておりません。しかしながら、御指摘いただいたとおり、浦和コミュニティセンターの稼働は高く、予約の取りづらい状況もございますので、近隣コミュニティ施設を活用いただけるよう、古くなった備品の入替や修繕工事を通じて、環境改善や利便性向上に努めてまいります。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p> <p>(文化施設の改修時期の計画・施設数の考え方について)</p> <p>浦和駅西口再開発事業において現在建設中の複合ビルに機能移転する市民会館うらわについては、令和9年4月に開館を予定しており、旧市民会館うらわと比較すると、大ホールは最大478席→最大644席、小ホールは0席→最大130席が備わる予定です。大ホールについては、市民会館おのみやと同様のハイレベルな音響・舞台芸術設備を備えたホールに変わっており、様々な文化芸術活動で利用できるワークショップルーム2室・スタジオ7室を新設し、和室も本格的な茶道・華道で使用できるしつらえに変更され、展示室も広がっています。</p> <p>なお、近隣の南区にある文化センターについては、中規模修繕工事实施のため、令和9年度中から一時休館する見込みです。文化センターの休館期間やリニューアルオープン時期については決まり次第、ホームページ等で周知してまいります。</p> <p>【スポーツ文化局文化部文化振興課】</p> <p>(※次ページに続きます)</p>

令和7年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」 概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
7		<p>(公民館施設の改修時期の計画・施設数の考え方について)</p> <p>本市の公民館における改修工事は、「さいたま市公民館施設リフレッシュ計画」に基づき行われています。改修年度については公民館施設の建築年度が古い順を基本としています。公民館施設周辺の他のコミュニティ関連施設と改修時期が重ならないように選定しています。</p> <p>また、施設数については原則自治会連合会地区単位で1施設のところ、浦和区内において6つある地区単位のうち4地区で2館、1地区で3館配置されています。</p> <p>そのため、浦和区は他区と比べても公民館は多く配置されており、施設数や規模に大きな不足は見られないと考えます。 【教育委員会事務局生涯学習総合センター】</p>
8	<p>【公立学校の教師育成及び学校の管理体制について】</p> <p>以前、公立学校の教師の質の確保についてご質問させていただきましたが、教育委員会様より「教員採用試験の実施方法の工夫」という回答がございました。</p> <p>全国的にも教師の質（特に人間性）について関心が高まっているかと存じます。さいたま市としての工夫についてお教えいただければ幸いです。</p> <p>また、学校内における安全管理について、教師の皆様の負荷低減に向けたガードマン・管理要員などの確保が必要な学校もあるかと思えます。その点に対するさいたま市の考え方を教えてください。</p>	<p>(教師の質について)</p> <p>本市では、教員採用試験において人物面の評価を重視し、教員としてふさわしい資質や人間性を多面的に評価できるように工夫しています。具体的には、1次試験での集団面接、2次試験の個人面接および集団面接と、複数回にわたり、面接試験を実施することにより、受験者の人柄、対人間関係能力や教育に対する姿勢などと丁寧に確認し、選考しています。 【教育委員会事務局学校教育部教職員人事課】</p> <p>(学校内における安全管理について)</p> <p>本市では、児童の安全を守るため、すべての市立小学校に警備員を配置し、不審者の侵入防止に努めております。また、すべての市立学校に防犯カメラを設置するなど、防犯体制の強化にも取り組んでおります。</p> <p>また、児童生徒の安全確保を目的として、すべての市立学校では、事故や災害などの緊急事態に対応する体制や手順を示す「危機管理マニュアル作成指針【3訂版】」に基づき、「危機管理対応マニュアル」を作成し、運用しております。</p> <p>各学校では、不審者の侵入に備え、児童生徒の在校中は門を閉じる、出入口や受付の利用方法を明確にするなど、事前の危機管理に取り組んでいます。また、不審者侵入が発生した際の具体的な危機管理体制を確認するとともに、迅速かつ的確な対応が可能となるよう対応訓練などを実施し、学校現場における安全性の向上を図っています。 【教育委員会事務局学校教育部健康教育課】</p>

令和7年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」 概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
9	<p>【市道 E96 号線（市役所通り）歩道整備事業計画について】</p> <p>さいたま市は、首都直下地震や大型台風などの自然災害への対策、及びバリアフリー整備と合わせた安全で歩きやすい歩行空間の確保、優れた都市景観の形成などを目的に、積極的に無電柱化を推進していると聞いております。</p> <p>それに伴って、国道 17 号のさいたま市役所前交差点から鯛ヶ窪橋までの延長約 450m の電柱地中化と歩道のバリアフリー化工事を計画している。</p> <p>そのため、沿線住民や関係する自治会に本事業の概要説明を令和 5 年度を中心に行っていたいただきましたが、その後街路樹や低木の植え込みなどの保存の要望が出され、市として歩道整備時の植樹等が検討課題となりました。</p> <p>また、令和 13 年度に市役所が移転する計画となっておりますが現庁舎の跡地利用については様々な方法で調査研究を行っている聞いております。</p> <p>現庁舎跡地利用問題と一緒に事業と考えていただいた方がより良い整備事業となるのではないのでしょうか。</p> <p>以上のことから歩道整備事業の進捗状況についてお尋ねいたします。</p>	<p>令和 6 年 5 月 7 日付けで「常盤、仲町の緑豊かなさいたま市を愛する会」から既存の街路樹を保存するよう要望書をいただいた後、既存の街路樹が健全かどうか確認するため、令和 7 年 2 月に街路樹調査を行っております。</p> <p>また、現在は、無電柱化工事に際し、できる限り、街路樹が残せるよう、設計見直しを行っているところです。</p> <p>今後につきましては、現庁舎地利活用と合わせて、街路樹のあり方について、検討を進めてまいります。</p> <p>【建設局土木部道路環境課】</p>
10	<p>道路上白線（センターラインやサイドライン）の消えているところが多く危険を感じる。 （藤右衛門川通りの辺り）</p>	<p>路面表示の修繕につきましては、路面表示の劣化状況が長期間続くことがないよう、今後、順次対応させていただきます。</p> <p>（補足）</p> <p>今年度、仲本小学校が通学路点検の対象校となっており、ヒヤリハットマップの見直しとともに、路面表示を含む交通安全施設の修繕等を実施する予定です。本要望につきましては、当該点検と併せて実施させていただきます。</p> <p>【浦和区役所くらし応援室】</p>

令和7年度 「各单位自治会から市に対する質問・要望調査」 概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
11	<p>【空き家対策の状況が見えてこない】</p> <p>毎年、若葉の頃、新芽が伸びて近隣や道路上に迷惑を及ぼす。防犯上、また交通の妨げにもなり、その都度の依頼で行動するのみで、進展しない。回答はいつも不法侵入に当たるとして立ち入れないとの話ばかりである。</p> <p>権利者がいるのであれば、該当地のおかれている現状から、せめて枝切りなどはシニアのサポートで安くやってくれるところを紹介するのも一案との意見がありました。</p>	<p>空き家の所有者等が判明した場合、適切に管理がされていない空き家の所有者等に対しては、現状が管理不全な状態であることや適切な管理について情報提供を行っているほか、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき指導等を行っております。</p> <p>また、所有者等に対して、公益社団法人さいたま市シルバー人材センターが実施している空き家管理業務（樹木の剪定、小修繕等）や所有者等から空き家に関する相続、譲渡、管理、利活用など多種多様な相談に対応している「空き家ワンストップ相談窓口」を案内するとともに、所有者等を対象としたセミナーや個別相談会を開催しております。</p> <p>さらに、地域の方への情報提供として、地域住民と身近な存在である自治会の方々向けに本市の空き家対策を説明する講座を用意しておりますので、御利用いただければと存じます。</p> <p>【環境局環境共生部環境総務課】</p>
12	<p>【一般国道 463 号バイパス（本太工区）事業計画に関して】</p> <p>基本計画案が発表になったが、計画どおりであるとすると本太五丁目地区は地区内の横断歩道や信号機が廃止され、分断される。又、浦和駅東口から三室方面、あるいは三室方面から浦和駅東口に向かう道路が（本太坂下交差点が閉鎖され）なくなり、町内の生活道路が抜け道となり、通学通勤の安全確保ができない。又、生活環境が悪化する。計画の変更を求める。</p>	<p>三室方面から浦和駅東口等へのアクセスにつきましては、R7. 3月に4車線供用した、都市計画道路 田島大牧線 太田窪工区（日の出通り）及び現在事業中の都市計画道路 産業道路 原山工区、原山2工区（太田窪北交差点～駒場運動公園入口）の整備に伴い4車線のネットワークが形成されます。</p> <p>さらに、産業道路の原山交差点の改良により、交差点が円滑化され、浦和駅東口等へのアクセス向上が期待されます。</p> <p>また、本太坂下交差点の分離時期については、産業道路 原山工区、原山2工区の整備完了後に分離し、それにより一般国道463号バイパスの交通の円滑化や生活道路の抜け道改善にも寄与すると考えております。</p> <p>本太坂下交差点の分離後に伴い、本太5丁目地内の生活道路状況に応じて、必要な安全対策等を検討してまいります。</p> <p>【建設局土木部道路計画課】</p>

令和7年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」 概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
13	<p>【さいたま市衛生協力助成金について】</p> <p>春・秋に実施されるごみ運動に参加される方に①飲み物代（水分補給）、②小学生用の軍手代、③事故等カバーする傷害保険料等は衛生金で負担できませんか？</p> <p>北浦和東部自治会ではごみゼロ運動は子供会の皆さんに協力いただいて、小学生の皆さんも参加しております。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>	<p>本市が実施しております「衛生協力助成金」は、地域におけるごみ収集所の衛生的な維持管理を目的として、自治会等が行う清掃用具の購入や掲示物の作成などに要する経費を対象に交付するものでございます。</p> <p>そのため、「ごみゼロ運動」など、地域の美化を目的とした一般的な清掃活動に要する費用につきましては、助成金の交付対象外となっております。</p> <p>何卒、本市の廃棄物行政に対する御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>【環境局資源循環推進部廃棄物対策課】</p>
14	<p>【針ヶ谷地区への循環バスの巡回路の変更について】</p> <p>新規導入を希望する場合は、ガイドラインに定めている検討対象地域の要件を満たしていないとダメ、また輸送需要の減少による経営の悪化や労働人員数の不足が深刻化していることから、現時点では検討していないということですが、新規に導入するのではなく現在北浦和駅から産業道路に出て与野駅を通り新都心へ運行している巡回路を、たとえば1時間に2本巡回していれば、1本は産業道路を通り1本は旧中山道を通ると言うように一部巡回路を変更するという事が出来ないのかどうか検討してもらいたい。</p>	<p>バスの旧中山道を通る路線への変更については、バス事業者に検討いただくようお願いいたしました。</p> <p>【都市局交通政策部交通政策課】</p>

令和7年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」 概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
15	<p>【学区制の見直しについて】</p> <p>現在針ヶ谷地区の中学生は、大原中学校へ通っておりますが、大原中学校までは大人でも30分以上かかりますし、子供ですともっともっと時間がかかります。跨線橋を渡った目と鼻の先には常盤中学校がありますので、どちらか選択できるようにしてもらいたい。どうしても出来ないのなら自転車通学が出来るようにしてもらいたい。生徒たちの希望もかなり多いです。</p>	<p>(学区制の見直しについて)</p> <p>本市では、学校ごとの通学区域(いわゆる「学区」)をあらかじめ設定しておりますが、学校からの距離や通学時間だけを考慮して画一的に設定しているものではなく、学校設立の経緯や施設規模等を総合的に考慮して設定しております。したがって、学校からの距離や通学時間、通学経路のみを理由に通学区域を変更することは難しいです。</p> <p>また、指定校以外の学校を選択できる特定地域の設定につきましては、以下のさいたま市立小・中学校特定地域設定基準第4条の要件を満たしている必要がございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童等の通学距離の短縮が見込まれること (2) 指定校が小規模校にならないと見込まれること (3) 許可校が過大規模校にならないと見込まれること及び教室数に不足が見込まれないこと <p>常盤中学校は、今後生徒数の増加が見込まれているため、針ヶ谷地区を特定地域に設定することにつきましても難しい状況です。</p> <p>【教育委員会事務局学校教育部学事課】</p> <p>(自転車通学について)</p> <p>市立中学校における自転車通学の可否につきましては、各学校が通学距離や道路状況等を総合的に勘案し、それぞれの実情に応じた基準を作成しております。</p> <p>生徒の安全確保を最優先に考え、交通安全や施設整備の観点を踏まえながら、各学校がより適切な基準を策定できるよう周知してまいります。</p> <p>【教育委員会事務局学校教育部健康教育課】</p>

令和7年度 「各单位自治会から市に対する質問・要望調査」 概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
16	<p>【空家対策について】</p> <p>近年、全国的に空家の増加が社会問題化している。当自治協力会の対象地域に於いても個人住宅を中心に空家の増加が顕著である。このため治安の悪化はもちろん、ハクビシン等の野生動物が住み着き衛生上の問題も生じつつある。</p> <p>このような状況に関する対策は、個人等の資産に関わるため行政的には難しいと思うが、空家減少に向けて何らかの施策を講じる考えはあるか伺いたい。</p>	<p>適切に管理がされていない空き家は、倒壊・屋根等の飛散、草木の繁茂、治安・景観の悪化や害虫・害獣の発生等の問題の原因となると認識しております。</p> <p>地域の問題となっている空き家に関する相談は、各区くらし応援室が相談を受け付けており、現地調査や所有者等の調査を行ったうえで、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき所有者等に対して指導等を行っております。</p> <p>また、所有者が行方不明なときや相続人がいない場合は、裁判所に財産管理人の選任申立てを行うことにより空き家問題の解決に取り組んでいます。</p> <p>さらに、空き家の発生予防を重点的に行うため、公益法人やNPO法人と協働して、空き家の所有者等から空き家に関する相続、譲渡、管理、利活用などの相談に対応する「空き家ワンストップ相談窓口」を設置するとともに、セミナーや個別相談会を開催しております。</p> <p>今後につきましても、本年度に改定予定の「さいたま市空き家等対策計画」により空き家の減少に向けた施策を推進するとともに、公民連携による空き家対策等により空き家の早期解消と発生予防に取り組んでまいります。</p> <p>【環境局環境共生部環境総務課】</p>
17	<p>【被災時の自主防災組織がとるべき行動について】</p> <p>被災した際の自主防災組織がとるべき行動マニュアルの雛形を提示してほしい。また、可能であれば、さいたま市高層マンション防災ガイドブックに紹介されているシャルマンコーポ大宮七里様の災害対応マニュアルの写しを頂戴したい。</p> <p>特に、在宅避難者が出ることが予想されるため、被災後の行政と自主防災組織の連携の具体的な取り方について、教示してほしい。例えば、避難者カードを指定避難所に提出することと、随時指定避難所から情報収集し、在宅避難者に情報を周知していくことが必要と想定しているが、他にすべきことがあれば教示してほしい。</p> <p>必要に応じて、資料や画像を添付してください。</p>	<p>自主防災組織の行動マニュアルについては、各自主防災組織によって地域の特性や資機材、設備などの状況が大きく異なるため、雛形は作成しておりません。自主防災組織ごとの地区防災計画に基づき、状況に応じて適宜作成していただいております。</p> <p>なお、シャルマンコーポ大宮七里自主防災組織の災害対応マニュアルは本市のマニュアルではないため、市から提供はできません。</p> <p>また、被災後の行政と自主防災組織の連携については、主に避難所の運営や避難所等で得た情報の周知となります。そのほか、自主防災組織の行動として、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認・避難誘導などの活動をお願いいたします。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>

令和7年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」 概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
18	<p>【領家七丁目にある公務員住宅跡地（国有地）をさいたま市で、防災機能のある公園等に整備して欲しい】</p> <p>毎年同じ要望を出しているが、国有地売却も近いと思うので、防災機能の強化に利用して欲しい、と要望します。</p> <p>領家七丁目だけでなく、近隣の領家六丁目・針谷一丁目・二丁目・三丁目も、さいたま市が作成した「防災も都市づくり計画書（平成27年度版）」において、火災の際の延焼クラスターとなる建築物が最高レベルに多い地域となっている。この状況において公務員住宅跡地が民間開発で住宅が立ち並んだら、さらに火災に弱い地域となってしまう。</p> <p>しかもこの一帯で避難場所は針谷小学校だけであり、ここだけでは当地区の住民が避難しきれるとは到底思えない。</p> <p>国有地売却の情報がさいたま市に具体的に来ているか、またはそんな情報をキャッチしたら是非跡地利用を上記方向で検討していただきたい。</p>	<p>（当該公務員住宅跡地（国有地）の活用について）</p> <p>現在、国からの取得要望等の照会は無い状況ですが、今後、本市へ取得等要望の照会があった際には、庁内各部局の取得要望等を調査の上、利活用に向けて、検討してまいります。</p> <p>【財政局財政部資産経営課】</p> <p>（防災機能のある公園等への整備について）</p> <p>現在のところ、当該国有地を緊急避難場所など、地域の防災拠点として活用する計画はございません。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>

令和7年度 「各单位自治会から市に対する質問・要望調査」 概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
19	<p>【リアルとデジタルを上手につなぐ工夫を】</p> <p>市のデジタル施策（DX）は非常に使いやすく、私も日常的にオンライン市役所さいたま、道路・公園等損傷通報システム「まちパト」、さいたま市民アプリ、公式LINEを活用している。</p> <p>自治会電子回覧板は、私の自治会ではニーズが合わず導入の見通しはないが、自治会によっては検討を進めていると伺っている。</p> <p>課題は、せっかくのこのような便利なサービスが十分に周知されていないため、使っている人が限られてことで、おしなべて市民全体に恩恵が広がっていないと感じている。</p> <p>まずは既存の掲示板や紙の回覧板を上手に活用しつつ、デジタル情報への橋渡しを工夫すべきだ。自治会掲示板の内容を「デジタル掲示板」の体裁でオンラインでも統一表示できる仕組みがあれば、住民はいつでもどこでも情報を確認でき、DXの恩恵がさらに広がると考える。まずはこのようなサービスの周知強化を既存の掲示板や回覧板で行うことも必要かと思う。</p>	<p>（自治会掲示板の内容のオンラインでの統一表示について）</p> <p>毎月コミュニティ推進課から自治会の広報担当者様へ御協力いただいている掲示板ポスターや回覧チラシにつきましては、紙媒体だけではなく、市ホームページにも掲載しております。住民の皆様が市ホームページでいつでも情報を確認できますので、このことについて、周知を図れるよう検討してまいります。</p> <p>また、自治会電子回覧板アプリでも掲示板ポスターやチラシのデータを月末に情報発信しております。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p> <p>（さいたま市民アプリの周知について）</p> <p>さいたま市みんなのアプリの周知につきましては、昨年度も自治会掲示板や回覧板を利用した周知を実施いたしました。今年度につきましても、市報・公式LINEなどを利用した広報を行っているほか、引き続き自治会掲示板を利用した周知活動も予定しております。</p> <p>今後につきましてもアプリの名称のとおり、すべての市民の皆さんに「さいたま市みんなのアプリ」を活用していただきたいと考えておりますので、アナログ・デジタル両面から周知強化に努めていきたいと考えております。</p> <p>【経済局商工観光部地域活性化推進室】</p>
20	<p>【災害時の民間施設利用について】</p> <p>災害時に、市指定の避難場所に行くことが困難なので、近くの民間施設に避難したいとの要望がある。（要配慮者）一時的に避難できるよう民間事業者との（災害協定）について検討いただきたい。（令和6年アンケート写）添付</p>	<p>民間施設のうち、避難所に指定している施設は、現在ございませんが、引き続き他市等の事例を参考に検討してまいります。</p> <p>また、避難所に避難した場合にも、共同生活のため、プライバシーを守ることも難しく、居住スペースや物資にも限りがあることから、決して良好な環境とはいえません。</p> <p>本市といたしましては、自身と自宅の安全を確保できたならば、住み慣れた住宅での生活を続ける「在宅避難」も選択肢の一つとして案内しております。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>

令和7年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」 概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
21	<p>【結ネットの費用について】</p> <p>昨年、自治会電子回覧板アプリ「結ネット」を申し込み、運用を始めている。弊自治会の場合、自治会加入世帯の半数（90 世帯）が加入した場合、1 世帯あたり約 280 円／年になる。自治会予算で費用を賄うことにし、5 月の自治会総会で説明して加入を促したところ、以下の意見が出た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市や区からのお知らせ（ポスターや回覧板）が中心なので、住民側（自治会側）ではなくさいたま市が費用負担するべきではないか。（仮にさいたま市全体で 30 万世帯が加入した場合、単純計算で 8400 万円／年になる。） ・「さいたま市みんなのアプリ」のような、立派な誰でも使えるアプリがあるのだから、さいコインと同様に「さいたま市みんなのアプリ」に組み込んでどうか。別仕立てにする意味がない。 ・オンライン市役所とか、市民がアクセスできる仕組みも数多い。それに組み入れた方が普及するのではないか。 <p><まとめ> 結ネットとして独立した存在（アプリ）ではなく、既存のシステムに組み入れ、さいたま市の予算で運用することを検討して欲しい。</p>	<p>自治会電子回覧板アプリ「結ネット」は市、区からの回覧機能のみではなく、自治会内での各種お知らせや会議の出欠席連絡機能、各種資料の共有、災害モード等の機能があります。</p> <p>「結ネット」は市・区からの情報を一方的に受信するだけではなく、自治会内での情報交換として、上記の機能を自治会内のメンバーのみで利用することができ、他自治会や非自治会員等は利用できません。</p> <p>一方市民アプリは、このような利用方法ではなく、市から全市民へ向けた情報発信等に特化したアプリとなっています。</p> <p>これらのことから、各自治会において費用面の負担は生じてしまいますが、それ以上にメリットがあるものと考え、「結ネット」による事業を実施しているところです。</p> <p>なお、市からの掲示ポスター、回覧チラシについては、市ホームページでも公開しております。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>

令和7年度 「各单位自治会から市に対する質問・要望調査」 概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
22	<p>【産業道路（駒場工区）4車線化計画について】</p> <p>産業道路（駒場地区）4車線化計画において、駒場体育館への右折進入が不可能となっており、同施設への大型バスなど利用者の利便性が失われると共に、計画通りであれば車両は市内を大きく迂回して大宮方面からのみ左折進入することになる。駒場地区内にはゾーン30エリアが多く狭隘な道路を迂回車両が通行することになり、地域住民の危険度が増大する。</p> <p>また、同施設は指定避難所になっていることで、災害発生時の救援物資搬入や救急車両の搬出入に大きな支障となることが容易に想像できる。</p> <p>これらのことから、4車線化計画において駒場体育館への右折進入路を確保することを要望いたします。</p>	<p>産業道路から浦和駒場体育館の駐車場に右折で入るためには、定周期信号が必要となりますが、定周期信号は幹線道路同士の交差点に設置することが基本であり、御質問の箇所は生活道路との交差点であるため、定周期信号の設置は困難なものと考えています。</p> <p>なお、今後の協議において、交通管理者である埼玉県警察に地元から要望があったことを伝えさせていただきます。</p> <p>【建設局土木部道路計画課】</p>
23	<p>【駒場地区道路面交通規制表示の改修について】</p> <p>駒場地区内には時間による交通制限（9:00～15:00のみ通行可能）がかけられている市道が4路線（H-145、H-147、H-181、H-204号線）あるが、地域住民から規制緩和（廃止）の要望が高まったため、住民アンケートを実施した結果、75.9%の緩和賛成という結果となり、昨年12月5日に浦和警察署に要望書を提出し、現在公安委員会で検討中です。</p> <p>一方で、対象となる道路舗装面には規制内容を表示してあり規制緩和となった場合、表示を削除していただく必要があります。</p> <p>また、同地区には一時停止表示さらに歩行者用グリーンベルトもありますが、経年による劣化で、表示が消えかかっており地域住民の安全を守るためにも改修をお願いするものです。</p>	<p>交通規制の緩和に係る路面表示の削除に関しましては、警察側の決定に応じて、当室としても速やかに対応をさせていただきます。</p> <p>また、路面表示の修繕につきましては、路面表示の劣化状況が長期間続くことがないように、今後、順次対応させていただきます。</p> <p>【浦和区役所くらし応援室】</p>

令和7年度 「各单位自治会から市に対する質問・要望調査」 概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
24	<p>【木崎3丁目の科捜研跡地の地元活用について】</p> <p>さいたま市の被害想定によれば、震度6強の地震発生時、木崎地区では住宅の8割以上が倒壊・焼失し、多くの命が危険にさらされるとされています。</p> <p>私たちはこの厳しい現実を真摯に受け止め、地域住民の有志により「防災まちづくり協議会」を立ち上げました。そして、さいたま市の協力を得ながら、「木崎地区防災まちづくり計画」を策定し、地域全体（全会員2,420世帯）と共有しています。現在はこの計画に基づき、実際の防災対策を一步ずつ進めているところです。</p> <p>しかし、木崎地区には重大な課題があります。大規模火災が発生した場合の広域避難場所である「大原スポーツ広場」や「三崎公園」「見沼たんぼ一帯」へは、いずれも見沼代用水を越えて避難する必要があり、ルートは正樹院橋か木崎橋を渡る2ルートしか存在しません。</p> <p>このうち「木崎橋ルート」は幅が狭く、約200メートルにわたり避難者が殺到することが懸念されるため、災害時の安全な避難が大きく制限される恐れがあります。</p> <p>こうした避難の集中を緩和し、地域の安全性を高めるため、私たちが特に重視しているのが、県有地である「科捜研跡地」（6,195㎡）の活用です。この土地は、延焼を防ぎ、防災活動の拠点となる可能性を持つ、地域に残された極めて貴重な空間です。この跡地を整備することで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難時の緩衝空間の確保 ・ 一時集合場所としての活用 ・ 地域の防災拠点としての活用 ・ 防災倉庫や訓練スペースの設置 <p>といった多目的な防災機能を備えた街区公園の整備が可能となります。</p> <p>（※次ページに続きます）</p>	<p>（当該跡地の活用について）</p> <p>木崎3丁目にある科捜研跡地の利用につきましては、埼玉県が所有する土地であることから、具体的な活用方法が決定した後に、防災面での活用について検討することになると考えられます。</p> <p>公園の整備については、公園部局からの回答のとおりとなりますが、そのほかに防災面での活用について御要望がございましたら、関係所管において検討してまいります。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p> <p>（公園の整備について）</p> <p>市では、歩いて行ける範囲に子どもからお年寄りまで誰もが安心して利用できる身近な公園を、公園が不足している地域を優先して整備を進めているところです。</p> <p>当該土地の周辺には、面積は小さいですが、公園や緑地があり、優先して整備する地域ではございません。</p> <p>【都市局みどり公園推進部都市公園課】</p>

令和7年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」 概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
24	<p>昨年、同様の要望に対して市からは、「県の活用方法決定後に検討」との回答をいただきました。しかし、災害は行政の判断を待ってられません。人命を守るためには、今この瞬間から具体的な行動を起こすことが不可欠です。</p> <p>また、木崎地区は市内でも都市公園面積が著しく少ない地域です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人あたりの公園面積は0.66㎡（市全体平均の約13%） ・ 地区内面積に占める公園比率もわずか0.7%（市平均5.0%） <p>市民の命と暮らしを守る責務を担うさいたま市におかれましては、こうした状況を踏まえ、この跡地を地域防災の要となる「防災機能を備えた街区公園」として整備できるよう、県と積極的に協議を進めていただきたく、強く要望いたします。</p> <p>私たちは「地域は自ら守る」という覚悟のもと、日々防災活動に取り組んでいます。しかし、一時集合場所の確保や、防災拠点の整備など、住民の力だけでは対応しきれない領域があるのも事実です。</p> <p>そのような課題を共に担い、市民の命を守る体制を築くために、さいたま市の力強い後押しと支援を何卒よろしくお願いいたします。</p>	

令和7年度 「各单位自治会から市に対する質問・要望調査」 概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
25	<p>【さいたま市消防団 木崎分団 分団車庫の建て替えについて】</p> <p>木崎分団は、地域住民の生命・財産を守るという使命のもと、昼夜を問わず災害対応に従事しています。しかしながら、現在の分団車庫は建設から長い年月が経過しており、著しい老朽化が進んでいます。また、建物の構造や設備が現代の消防活動や団員の多様なニーズに適合していない現状があります。</p> <p>特に以下の点が深刻です：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の老朽化により、安全面・衛生面において不安があります。災害発生時に迅速かつ的確に対応するための機能を十分に果たせていないのが実情です。 ・ 女性団員の受け入れ環境が整備されていないことは深刻な問題です。現在2名の女性団員が在籍していますが、女子トイレや更衣室が一切なく、極めて不適切な環境で活動を強いられています。多様性を尊重し、すべての団員が安心して活動できる環境整備は、時代の要請でもあります。 ・ 会議室等のスペースが確保されておらず、立ったままの会議や打合せを車庫内で行っているのが現状です。十分なコミュニケーションや情報共有が困難となっており、訓練・災害対応にも支障を来しています。 <p>このような状況下でも団員一同は地域防災の最前線で尽力しておりますが、活動環境が劣悪であれば士気の維持や新たな人材確保にも支障が出かねません。地域の安全・安心を守る消防団の根幹として、分団車庫の建て替えは早急に必要不可欠な整備事業であると確信しております。</p> <p>さいたま市として、地域防災力の向上、そして市民の安全確保のためにも、ぜひ前向きなご検討を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。</p>	<p>消防分団の車庫建替えについては、さいたま市消防団充実強化計画に基づき、耐震化されていない施設を第1に、詰所機能(会議室)を有していない施設を第2に、順次建替えを進めているところです。</p> <p>木崎分団車庫は、詰所機能を有していない施設として、建替え対象施設の計画に入っております。また、現在の整備基準では、女性用トイレと更衣室を整備することとなっておりますので、建替えの際に整備されることとなります。</p> <p>【消防局総務部消防施設課】</p>

令和7年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」 概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
26	<p>【各種申請の複雑さの軽減①】</p> <p>現在申請書を作成しております。事業計画より前年度から引き継いだ事業がいくつかあり、件によっては助成金が出るとの事。現在「さいたま市防災センター見学」という事業を計画している。申請の際に人数を書く項目があるが、さいたま市防災センターの見学できる日程が決まらなると自治会役員に対して見学者の募集ができない状況である。</p> <p>しかし、さいたま市防災センターの申請では人数が必要であるため、概算で良いのか、防災センター見学の申請書はいつ出して良いのかわからない。</p> <p>申請の仕方や案内をもう少しわかりやすくしていただきたい。</p>	<p>(さいたま市防災センターの申請方法について)</p> <p>さいたま市防災センター防災展示ホール利用申請書の申請時、参加人数が確定していない場合は、参加人数欄については概数を御記入ください。申請後に人数が確定した際は、お手数をおかけしますが、一度防災展示ホールへ人数を一報くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、申請時期について明確な期間は現在設定しておりません。事前に電話連絡(048-648-6511)にて希望日に団体利用可能か確認の上、上記申請書を御提出ください。</p> <p>なお、60人以上で御利用の場合は、施設の都合で班分けなどの調整が必要となるため、余裕を持って早めに御連絡ください。</p> <p>施設の団体利用方法等の案内については、申請書の記載例を作成するなど、分かりやすいホームページとなるよう改善に努めてまいります。</p> <p>【消防局予防部予防課】</p>
27	<p>【各種申請の複雑さの軽減②】</p> <p>自治体によっては1年毎の役員交代であるため、年間でいつ何を申請するのかわからなかったり、郵送されてくる書類や案内がどのタイミングで通知されるのか不透明である。</p> <p>年間のスケジュール等を年度末に出しておいてくれると次年度への引継ぎ等が潤滑に進むので、そういった年間の案内を市の方からしてほしい。</p>	<p>市から自治会の皆様へは毎年多くの書類作成等をお願いしており、日ごろから御協力いただき感謝申し上げます。</p> <p>御指摘のとおり、分かりやすい年間スケジュール等は必要と存じますので、何らかの形でお知らせできるよう検討してまいります。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>